

五月三日の会通信

10

徳島から.....	1
神戸から.....	3
△松下 昇▽はパンをいかに.....	12
食うべきか?.....	

3. V.
1972

0

お元気でしよるか? 毎日研究室で読書、たまには実験もやっています。(大学ヨ、処分スルナラモットマジメニヤレ)

山本さんを守る会から

〃 処分説明書なしで公平審理が△開ける▽
にはどうすればよいか?〃
〃 形式をすてて内実を取ればよろしい〃

国家公務員法90条 懲戒処分には処分説明書を交付しなければならない。
人事院規則18 人事院へ審査請求するに
は処分説明書を受領せねばならない。

九月の霜と書いて颯爽、十月の霜と書いて透徹と読むとすれば、十一月の霜、十二月の霜、一月の霜、踏みしだかれて泥まみれ、と読むかどうか。暦、日めくりの義理欠いて下宿でふとんをかぶって寝てるさまを冬眠と云うとすれば、冬眠とは覚めることを余儀なくされた煉獄の眠りに他ならないようです。しかしどういいうわけか動物には夏眠という習性もあるのです。

If hibernation comes, can estivation be so behind?

苛立ちの表現としての泥眠、蒙昧主義と嘲られても。そしていつのまにか「人事院斗争」という泥沼の中に深く陥んでいるではありませんか。同封のような人事院総裁殿からのお便り(注)を戴くことになった次第は以下の如くです。

これまでの経過

- 一九七一
- 11・1 処分発令。紙つべら四枚公示。(タイプ印刷が間に合わず午後学内にはり出す)
- 11・4 路上で人事課長と行きあい「徳島中央郵便局に処分説明書が保管中であるから取るように」と伝えられる。(彼らはこれで受領が完成したと云うのです)
- 11・5 ゴロ 徳大広報号外配布。
- 11・8 当局、11月4日をもって「処分交付日・効力発生日と確定する。(12・10ゴロ判明する)
- 11・16 一九七一年七月・八月中の「出張却下による賃金カットは不当」と人事院提訴する。
- 11・17 11月分給与0円支給する。(4日間分マイナス10月賃金カット分イコール0円)
- 11・19 本部前第一波斗争「陳述させよ」 ↓ 立入禁止。第n波まで

もしハ私Vが人事院の公明正大なお裁きをお願いするのならば、それが処分を正当と認めることはないまでも、手続上、形式ではハ私V自身を処分の補完物とせよ、彼等にとってはいつわりの審査過程の最後のドタン場でハ私Vに処分説明書を受領してめめくくれと云うものなのです。それにしても当局は「受領は終わった」と云うのです、……またしても処分説明書は彷徨う。

注 人事院は今年1月19日付で、「審査請求書の不備補正」のためとして、処分説明書の写し2通の提出をもとめ、「1月29日まで補正」のない場合には「規則」にもとづいて「却下」する、と通知してきた。

連絡先 徳島市南常三島町徳島大学

工学部機械工学 長谷川正治気付

山本さんを守る会

で、

- 12・5 10 「処分説明書交付日確定」及び「差出人戻りの処分説明書本部に保管中」と通知してくる。
- 12・10 徳大広報11月26日付号外またである。(大学は11月1日付号外では不安を感じたらしい。今回は「……呵呵」の対抗版という感じ。私の求釈明をガン造して写真印刷する。どういうわけか処分説明書は載っていない) どういうわけか処分説明書は一枚もまわっていない。
- 12・15 「懲戒処分停職六月なれども処分説明書交付なく、添付できず」として「処分説明書なしの提訴 ↓ 公平審理獲得」の目標で提訴。不服の理由は従って「処分の不服性として28項目を例挙。たとえば(1)人は人を裁けるのか? ……(28)だがこの27項目の問いに答えてくれるのか? 等。
- 12・16 本部前第二波闘争「ハ山本Vに処分説明書を受領させよ」 ↓ 立入禁止 ↓ 差出人戻りの封書開封露見 ↓ 「交付受領は11月4日に終わった。受領はさせられない」と当局発表 / 「手渡しはする」と開封した封書を出す。
- 12・20 人事院(11月16日提訴の賃金カット、出張拒否事件)、却下する。
- 12・24 人事院の却下は不当と、異議申立。
- 一九七二
- 1・21 人事院(12月15日提訴の懲戒処分)、不備補正命令。 ↓ 却下恫喝。

神戸から

懲戒免職処分過程に関する

ハ上申書V (一)

昭和四六年(第)第八三九号事件

債務者

松 下

昇

前記事件に関する債権者側の証言、証拠資料に対する反対尋問によって、現在までに、少くとも次の諸点が明らかになっている。

一、教養部長選挙には助手に投票権を与えているが、松下ハ私Vの際には与えていない。(二月一日の湯浅証言)これは、……を加えると、論議の内容が公表され、ハ私V賛成者が三分の……下まわってしまうという執行部の不安に起因している。

また、松下ハ私Vと平行しておこなわれた学長選挙には、大学の全構成員(教官、職員、学生)の意志が反映されておこなわれたことを考え合わせると、松下ハ私Vが、投票による決定という方法を一応みとめ、かつ、それがおこなわれたと仮定した場合でさえも、いかに不当なものであるかということが判るはずである。

二、教養部教授会は、処分を議決していない。これは信じがたいようなことであるが、債権者側の資料から立証できる。

(a) 疎甲第十二号証、「神戸大学教養部広報」第二十二号九十三ページにある(昭和四五年)三月十三日の項目をよむと、この時に結成されたのは、「時間割に関する調査委員会であり、処分に関する調査委員会でないことが明らかであり、同日の項目の八〇九行目には、「時間割に組入れないことは処分を先取りするおそれが充分あるので……」とのべ、この調査委員会が処分と無関係であることが強調されている。

このような調査委員会でも二十名以上の強い反対を押し切って、やっと結成されたのである。

(b) 前記の事情から、この調査委員会の報告を四月十五日に処分のための報告とみなすことが不可能であるのは、いうまでもない。大学当局でさえ、処分するどころか、時間割に松下の名前を入れて昭和四五年度の授業計画を立てているのである。

「五月七日には、(中略)松下講師は時間割に割当てられた時間にその教室で待機していたらしい(後略)」

(前記「教養部広報」第二十二号百十三ページ上から十二〜十四行目)

(c) 前記「広報」第二十二号二十九ページ十二行目以下をよむと、四月十五日の教授会では、処分の程度について「意見分布をとった」とあり、「議決」という文字はどこにもない。(a)、(b)からみて、「処分の程度について意見分布をとる」ことすら全く論理的に矛盾した提案であるが、さらに当時の教養部教授会の内情を付け加えると、審議は議長湯浅のファッショ的

独断下に行われ、機動隊の警備下に松下他学生四十名を逮捕(四月八日)させつつ、しかも教授会メンバーには、「意見分布は、議決のような決定力はない。参考までに調査するにすぎない。」とドウカツしつつかアンケートをとっているのである。一方、松下には弁明の機会を与えていない。

三、教授会で議決してない(できない)問題を評議会へ議決したかのよう報告し、処分を議題として提起することは、湯浅氏の職権乱用であり、また、評議会への報告の日付が五月六日であること(前記「広報」第二十二号百八ページ)と、松下に対する逮捕令状の出された日付が五月四日であること(同書百七〜百八ページ)を考え合わせると、大学権力と国家権力が一体化している構造がはっきり見えてくる。

以上の諸点からでさえも、処分なるものが、本質的には、勿論、形式的にすらかこなわれていないことは明らかであり、従って研究室処分申請の根拠は完全に崩壊している。湯浅証言は、これを逆の面から公開したものである。

なお、より詳細は、必要があれば、いつでも法廷で立証する。但し、湯浅証人は、評議会段階の事項については自らに証明能力のないことを認めている。(二月一日の速記録七、四十一、四十三ページ)

一九七二年三月八日

松下 昇

神戸地方裁判所第三民事部御中

3・8 仮処分異議公判メモ

〔反対尋問の続き〕

松下 「学舎の汚損行為」といわれるものと、学生に自主選学を強要したり、処分で恫喝したりしたこととの関連は?

湯浅 神大C部長 質問の意味がわからない。

松 保護者を呼び出したのは事実か?

湯 事実だ。

松 保護者を呼んだ学生の選択基準は?

湯 補導を要すると認めたもの。

松 自主講座運動、表現活動をどう評価するか。

湯 いまの問題は研究室だけだ。

松 公判は免職処分を前提にしているが、免職理由12項は事実だけをとりあげて思想を裁かないというが、それは可能か。

湯 可能だと考える。

松 〔昨年〕4・9に松下研究室を逆封鎖したのち、なかの物品をどこに保管しているか。

湯 A棟の倉庫。〔…〕

松 仮処分決定には物品を留置してよいと書いてなかったはずだが、機会をあたえたのに、あなたが持ち出さなかったのだ。

湯 〆焼の場まで返せ、といったが?

松 タコ焼の売場を、学校は認めていない。あなたはだいたい立入

禁止で、学内にはいけないのだ。

松 研究室裁判は、研究室空間にかかわるすべてのひとにたいする裁判だと思ふ。補助参加の問題についてどう思うか。

裁判長 その点は答えなくてよい。〔…〕

〔補助参加について〕

裁 補助参加申立について裁判する。

松 それは反対尋問後ではなかったか。

裁 でも、申立理由がそろった。橋本、清水、有本、今田、上原、赤木の補助参加申立を却下する。理由——申立理由は研究室がそれぞれの研究の場として重いものだ、という趣旨と理解するが、これは法律上の利害関係とは認められない。却下するが、七日以内に即時抗告できる。抗告にたいする決定が出るまでは、補助参加人としての訴訟行為ができる。

〔反対尋問の続き〕

上原 71・4・28と5・19のことに関して、湯浅部長は告訴したか?

湯 事件の内容がわからない。

上 いわゆる八一〇九V斗争にかんして、ぼくを告訴したか?

湯 していないと思う。

上 拘留理由開示調書では、告訴状が大学機関の責任者が出たことになっている。

湯 記憶があまりない。

裁 記憶がないのですね。

湯 なし。(…)

上 研究は開かれた場であるべきだ、とあなたは証言していますね？

湯 松下さんの考える「開かれた研究室」とは意味が違う。

上 70・6・10を記憶しているか？

湯 内容をいわねければ、答えられない。

上 深夜、松下研究室をおそった。

湯 そういふ事実はない。(…)

上 現在、松下研究室にはボロ机とボロイスがあるきりだが、中川教官はボロを好むひとなのか？ 使用していいのでしよう。

湯 使用しようとしているが、らくがきも多いし…。

清水 大学の秩序をストは乱す、と考えるか？

湯 必ずしもそれは考えない。学生が責任をもてば、ストを尊重したい。

清 責任をもつとは？

湯 ストを認めることは、リーダーを処分しないこと、補講・追試をせず学生が全員留年となっても学生自身がその責任を負うことを意味する。(…)

清 大学に学生以外の者が来るのは、あなたの理念にかなう？

湯 いや。所定の手続きを経ねばダメだ。

清 研究室へ大学人以外のひとが話しにくることは、よいのでしよう？

湯 当該教官の判断による。無制限にはできない。

清 境界が不明ではないか。

湯 境界というのは、夜明けのように、あまいものだ。

清 学生にとって研究室とは？

湯 どう使うかは、当該教官の自主的判断によるだろう。(…)

湯 仮処分後、私たちが不法侵入した、とあなたは証言したが。

清 不法だと断言する。

湯 それについて告訴したか？

湯 答えない。(…)

今田 あなたは今日は黒いメガネをかけているが、恫喝のためか？

湯 恥ずかしいのですか。

裁 答える必要なし。

今 研究室を妨害根拠地と呼んで仮処分の根拠にしているが、妨害根拠地とは？

湯 ギターの音がしたり、あなたたちがガリを切ったり、ヘルメットがあったり。私自身は確認していないが、多くの教職員が確認している。…69年から一貫して、試験妨害などの共同謀議の場であった、と判断する。

今 その判断の根拠は？

湯 広報を見てくれ。

今 松下さんへの71・4・26立入禁止命令の根拠は？

湯 学外者なのに教育・研究を妨害している。

今 妨害の内容は？

湯 妨害だ。倉沢氏の授業がスムーズにゆかない原因は、すべて妨害だ。質問などは、教室とは別の場所で行われ。

今 5・19に教官三十数名がビクトを張って、暴力をふるったが…

裁 仮処分後だから答えなくてよい。

起 訴 状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四七年三月九日

神戸地方検察庁

検察官 検事

大 井 恭 二

神戸地方裁判所 殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区高羽楠ヶ丘一〇番地

職業 無 職(元神戸大学教養部講師)

在宅 松 下 昇

昭和一一年三月一日生

公 訴 事 実

被告人は、国立神戸大学教養部元ドイツ語講師であるが、

第一 同大学学生橋本和義、有本好孝ら数名と共に謀のうえ共同して昭和四六年九月二二日午後二時過ころ、同大学教養部長湯浅光朝の看守にかかり、かつ、神戸簡易裁判所が被告人松下昇に対し、立入禁止の仮処分を決定していた、神戸市灘区鶴甲一丁目二番一号所在の同大学教養部A棟四階の文科研究室四三〇号室へ、その北側窓を乗り越えて侵入したりえ、同日午後三時過ころまでの間にわたって、墨汁、マジックペンを使用して建造物

裁 次回 四月十七日午後一時。

湯 それは関係ない。今日の証人尋問はこの程度に。証人はご苦労ですが次回も…。

湯 次回は必ずしも応じられない。今日も教授会があったが、ムリして来たのだ。

である同室内側および外側の壁面に、「六甲空間は世界を包囲する一九七一・九・二二。」などと、さらに器物である同室出入口の木製扉の両面、机などに「この向こう側に拡大する八松下研究室V」、「処分粉砕」などと、それぞれ大書して汚損し、もって、故なく他人の看守する建造物に侵入したうえ、数人共

同して他人の建造物および器物を損壊し、
第二 同四七年二月一五日同大学教養部B棟一〇八号教室入口付近において、折から同教養部教授会の決定により、昭和四六年度後期末試験の警備監督などの職務に従事していた同教養部助教授吉安光徳、同柳川高明および同本田烈に対し、それぞれ至近距離より生タマゴ一個ずつを投げ付けて同人らに命中させるなどして暴行を加え、もって、右吉安らの前記公務の執行を妨害し

たものである。

罪名並びに罰条

第一の事実

建造物侵入

刑法 刑法第一三〇条前段

建造物損壊

刑法 刑法第二六〇条

暴力行為等処罰ニ関スル法律違反

同法第一条

第二の事実

公務執行妨害

刑法第九五条第一項

4. 17 仮処分異議公判メモ

村尾の仮処分異議A V申立と、野村の補助参加申立にたいし、法廷は、前者を理解できないとして返却、後者を却下した。

〔反対尋問の続き〕

赤木 神戸C広報22号、25号という債権者側から出されている書証について聞きたい。広報の発行目的は？

湯 C構内の重要事件のうち、全学生・教官に知らせるべき事項を伝える。

赤 重要度の基準は？

湯 研究・教育に直接関係していて、判断には資料を必要とするもの。

赤 広報は目的にかなっていると思うか。

湯 私は発行の意味があったと確信する。

赤 信ピョウ性はどうか。

湯 私の責任において資料を収集し、厳密な読み合わせを行なっているし、全員に配って間違いの指摘を受けることもできるし、信ピョウ性はあると思う。集めた資料は広報委員？名と執行部13名とで共同編集する。〔…〕

赤 学生・教職員以外に、どういふところへ配布されるか。文部省へは？

湯 記憶がなす。

赤 他大学へは？

湯 交換することがある。また、公開しているものだから、要求があり、残部があれば送る。

赤 警察へは？ 検察へは？ 法務省へは？

湯 いずれも可能性はあるが、記憶していない。〔…〕

赤 校正は直接にはどこがするか。

湯 本件とどんな関係がある？ 責任者は広報委。手が足りないときははいろんなひとの手を借りる。

赤 印刷後、誤りを訂正することはあるか。

湯 ある。慣例として訂正は次号にのせる。

赤 書証として出されたものに、誤りはどのくらいあるか。

湯 誤りを指摘されれば調査する。

赤 では指摘しよう。

湯 書証の提出者は国だ。証人が提出したのではない。

赤 上野検事 主尋問では書証の内容に触れていないから、内容上の質問は関連性がなす。

赤 広報22号P2、「一連の事件のなかで同講師〔松下講師〕が何をしたのか、その具体的な事を十分に認識することなく、ただ直線的に、その考え方や行動を論評するものも皆無とはいえない」とあるのは広報委のことか？

湯 そう。え？ 質問の意味がわかりません。

〔赤木、P42の写真と本文との差、P69の下から2行目が正しいかどうか、そのほか諸点を指摘する。そのあと〕

赤 昨年4月9日に研究室へ行ったか？

湯 行った。〔…〕

赤 「あけてびっくり」とはどういう状態か。

湯 文字どおりだ。ラクガキいっぱい。乱雑さ。

赤 乱雑？ 机、イス、書架、書籍はあったか。

湯 あった。

赤 書籍は書架にあったか。

湯 書架にもあり、机上にもあった。

赤 そういふ状態は乱雑なのか？

湯 私がいままで見たうちではいちばん乱雑だ。

赤 昨年9月22日の事件について証人は告訴したか。

湯 私の気憶では、学生を告訴してはいない。学外者の松下・清水が仮処分決定を破ってミダリニ研究室にはいったことについては告訴している。

赤 「研究室を根拠地にして…」と証人は発言し、その発言と同趣旨で告訴しているが、大学は日に何べんくらい警察と連絡をとるものなのか。

湯 日によって違う。〔…〕

野村 C教授会は70・4・15に松下問題調査委の報告を受け、同じ日に松下処分の議決をしたというが、C教授会は、たとえば採用人事のときも、報告のあったその日に採決をするのか？

湯 そうだ。

野 そういふ場合、同じ日に採決するのを避けるのが多くの大学の慣例だと思うが。

湯 他大学のことは関係ない。〔…〕

野 その教授会で、松下さんについていふ程度について、書証

では意見分布をとっただけとなっているが、証言では決議もした
といている。どうなのか？

湯 その点は広報が正しい。処分の程度については決議していない。
野 そういう単純なことも、湯浅さんのこれまでの証言では明確で
なかった。教授会の録音テープを公開する気はないか。

湯 ない。
野 それはなぜですか。…湯浅さんは自然科学史の研究者だが、
自然科学者と権力との斗争を研究する場合、権力側の「権力がす
すんで提供する」資料のみによって研究するのですか。…70年
3月ごろ、全国教養部長会議が九州で開かれたそうですが、それ
に出席しましたか。

湯 していると思う。
野 その会議で、各大学の授業拒否などを行っている教官の処分問題
が論じられたという話がありますが、どうでしょうが。

湯 議題に出たはいたが、審議はなかった。議題には私が出した。
野 文部省から、そういう件での指示がありましたか。

湯 何をいつている？ あるはずがない。速記録から抜いて下さ
す。〔…〕

〔債権者の補足尋問〕
上野 検事 懲戒処分の議決を、神戸大学が行なった例がほかにある
か？

湯 教養部で一件あった。
検 そのときは？

湯 懲戒処分に値いするということを議決して…あとは記憶が

うすれている。

検 すると〇としては従来も、懲戒に値いするという議決だけして、
懲戒の程度は評議会にまかせているのですね。

湯 判断が教授会と評議会で狂うと困るから…
検 いや具体的に事実をいつてほしいのですが。前の場合も、処分
の程度については議決がなかったのですね。

湯 記憶があいまいだ。

〔反対尋問の続き〕

松下 松下処分と平行して学長選挙が行なわれたことを知っている
か。

湯 平行してでなく、別個のものだ。

松 同じ年度ですね？

湯 そうだ。
松 選挙に投票権をもったのは大学の全構成員だが、松下処分に参
加したのは？

湯 〇教授会構成員と、評議会構成員。
松 では全構成員の何名か？

湯 学生八千、職員二千、教官千として、〇教授会は一二〇、評議
会は三五〇六名だから、計算してくれ。〔…〕

松 懲戒処分を議決しながら時間割に私の名をのせているのはなぜ
か。

湯 わかりません。

松 つまり処分がなかったということですね。
湯 そうではない。その段階ではあなたに身分があるから、のせな

いわけにいかない。〔…〕

松 70年4月、教授会はどの場所で、どういう条件のもとで審議し
たか。

湯 何をいおうとしているのかわからない。

松 私に意見陳述の機会をあたえようとしたか。

湯 あたえようという考えを、私はもっていた。

松 考えながら、あたえなかったのは？

湯 1月24日の教授会で、あなたは〇点判定を論議させることによ
り、進学判定会議をできなくさせようとしている、としか思えな
い発言をしていた。それにあなたは多数の学生とともに来る。

松 1月24日、学生はいなかった。

湯 だが代りに、あなたは造反助手を従えてきた。これは百人の学
生に相当する。

松 助手には教授会への出席権がある。

裁 あとどのくらいかかりますか？

松 数時間。

裁 台議します。

合議のあと、裁判長は次回に続行を宣言する。次回予定 六月
二日(金)、午後一時半。

(2)

△松下昇▽はパンを

いかに食うべきか？

——われわれの内部に存在する

固有名詞をめぐっての

若干の意見対立について——

A 松下 昇ないし△松下 昇▽のパンの食
いかたの類廃についての

大日本帝国私立・小さな親切運動推進本部

付設東京帝国主義大学私的教養学部 助教

授(マックス・ウェルのブルジョワ会社学

専攻) 下痢腹 酷氏の大批判

僭越ながらわたくし、まず固有名詞をもつて自己紹介させていた
だきます。東大の下痢腹酷でございませう、アッ。さて、早速ではご
ざいますが、紙面も限られておりますことゆえ、ただちに本筋には
いらせていただきますと存じます。

あー、△わたくし自身は、「松下 昇氏はわたくしではなく、わ
たくし自身は松下 昇氏ではない」というあたりまでだが、基本的な事
実を出発点として▽人事院公平委員会の口頭審理闘争に、微力ない
し非力もかえりみず、参加いたしました。しかるに、であります
審理第二日目の自己紹介のさいに、(もつとも、自己紹介など
というものは、正規の手続からすれば無用のものでありまして、わ
ざわざこんなチヨロクタことを提案したわが請求者側代理人にたい
しては、いづれ全共闘運動がすべての類廃面を完全に克服しおえて
わたくしが何の倫理的抵抗もなくゲバ棒ないしバク弾で武装しうる
ようになったあかつきには、まさきに一発おまいたすことを
お約束したりえて、現在のところは仮りに、自己紹介提案はナンセ
ンスの△否定の否定▽であつた、と総括しておくことにいたします)
ともかくその自己紹介のさいに、「松下 昇ないし△松下 昇▽
と名のる請求者側代理人が出現いたしました。これは何とも非論理
的・没理性的・脱倫理的な、到底ゆるざるべからざる行為と申され
ばなりません。まず第一に、△六八―六九年学園闘争は、いつ、ど
こにおいても固有名詞をもつて語れる主体の形成をこそめざした▽の
はなかつたでしようか。全共闘運動こそはブルジョワ的個人主義の
完成、したがってまた爛熟、ひいてはその崩壊を示す一現象であり
ますからして、その個人イコール固有名詞のもつ重要性を認識し
えないものは、ついに全共闘運動のモグリ、ブルジョワ社会の非市
民でしかないのであります。第二に、この不逞の輩は、自分が「松

下 昇(および「下痢腹 酷」と同質の、換言すれば同水準の
闘争をおこなっているともうぬぼれているのでありませうか。

△請求者自身と代理人とは、法律的には同格であるとしても、実質
的にはけつしてそうではない▽という、言わずもがなの普遍人類的
超階級的絶対的真理を、わざわざ仰々しくも晴れがましくも「五月
三日の会 通信」誌上でわたくしにお説教させて恥をかかせるよう
な血のめぐりの悪いヤカラには、今さら何をか言わんや、ではあり
ますが、迂遠をかえりみず敢えて断言させていただきますならば△問
題を具体的につきつめて考えず(ということとは、自分の拠点でも、
具体的に闘ってはいないということだが)、△共同性▽などという
曖昧模糊たる気分や言葉に酔っている人間だけが、人間の実存をひ
き裂いている深淵に眼を蔽って、「自分は松下 昇ないし△松下
昇▽だ」などと軽々しく口にするのでございませうか。ちなみに、六八―六九年の個別学園闘争をかえりみずとき
わたくしがいま批判ないし非難の対象といたしておりますこの不逞
の輩(この言葉が不穏当であれば、「類廃分子」とあらためるにや
ぶさかではございませぬ)は、もれうけたまわるところによれば、
自分の拠点において、「共同性」だの「人間の実存」だの「深淵」
だのという曖昧模糊たる甘ったれた言葉こそ一度も口にしなかつた
とはいえ、「糾弾」だの「解体」だの「自己批判」だのという同じ
程度に人をなめた空言を吐きちらし、数十枚の無内容なアジビラを
固有名詞や正体不明の集合名詞で書きちらし、研究室を購写インク
だらけにしながらかり版で刷りちらし、神聖な学園内であたりかま
わずまきちらして、用務員さんや守衛さんに掃除の手間をかけさせ
学内外の集会で場当りの放言をくりかえしては学生諸君の全共闘

的類廃を容認ないし正当化し、「なんとか共闘」という口にするも
けがらわしい軽佻浮薄な徒党を組んで無責任的言動をくりかえした
あげく、国家権力的専門家的機動隊暴力と大学当局的一般教官的無
論理暴力とによって大学が「正常化」されるや、わずか三カ月程度
のかたちだけの授業拒否で旗を巻いて退散し、あとは教室だの教授
会だの取るに足らぬ日常性のなかで、権力に庇護され泳がされながら
無責任きわまりない言行をくりかえすかと思ふと、どこかにクビを切ら
れた同業者があれば、何の準備もなく手ぶらで駆けつけ、くよくよ
しないでまあ一語にパンでも食べませう、などと相手の迷惑も考
えずに持ちかけ、要するに、(あとでもつと展開した批判をします
けれど)年がら年中、ワルノリしかしていいないのであります。こう
したていたらくは、わたくしなどが△わたくしたちの主観的意図や
情念から独立した現実の客観的構造の分析と彼我の力量の冷静な秤
量▽にもとづいて、ブルジョワ情報機関を最大限に逆用しつつ、最
低限タイプ印刷ないしセロックス、最高は上製の書籍というかたち
で、カネはかかるが手はかからない近代的合理的合目的伝達手段
をフルに活用して、節約された時間と労力を自分の拠点における具
体的な闘争にまわし、出版社から下付された印税を教育闘争のため
のカンパにまわす(おまけに、こうして売れた書籍そのものは教育
闘争のための教科書となる)という、きわめて革命的な闘争方法を
実践的・具体的にとってきた、またとりつつあるのと比較すれば、
まさに月とスッポン、ツリガネとチヨウナン、イエスと使徒、要約
すれば雲泥の差、換言すれば古典的規範的大作家グラジダニン・
フォードル・ミハイロヴィチと全共闘的類廃的小説家タヴァーリシ
チ・ウンコッテ・ウンコテヴィチ・クサイスキーごと山田 稔との

差、もしくは、古典的規範的大社会学者、シトワイヤン・エミール・デュルケムと教育闘争者の具体的社会教育者同志下痢腹 酷との差でなくて何でありましょう。

さて、改行もせずに一気に話しつづけてまいりましたので、おきき苦しい点多々あったかと存じますが、その点はよろしくご寛恕のほどをお願いするのいたしまして、このあたりでいよいよ、口番闘争にのぞむにあつてのわたくしの覚悟のほど、くだいて言いますれば、わたくし自身の課題と責任について、少しく申し述べさせていただきますかねかと思ひます。そもそもわたくしは、△今回の口番闘争が、あくまでも松下請求者自身の闘いの場であること△を大前提としたし、△したがって代理人としてのわたくしの役割は、その場を、松下氏自身が徹底的に対決しやすいように、現実の制約（たとえば公平委員長が間に立ちただかってくる）を最大限除去してゆく補助的・側面的役割であること△である、深くキモに銘じておりました。（申しおくれましたが、本稿においてわたくしが△▽でくくってしゃべっている部分の著作権はすべてわたくし下痢腹 酷に帰属いたしております。ただし△△内はその限りに非ず。念のため。） さて、かかる基本的立場からいたしますならば、松下請求者自身が、本来補助的・側面的役割をになうべきはずのわたくし（たち）により、多く発言させ、ご自身は多く沈黙をまもる方針をとっておられたフシがみうけられたことからして、わたくしなどにはとうてい理解がおよばないところではありますが、その点

る場で▽、より正確に言えば、そのようにして創出されるであろうとわたくしが空想していた場で、△今度はわたくし自身も、大学闘争（広く教育闘争）を闘っているひとりの主体として、単位認定権・成績評価権などの諸権限による「教える者と教えられる者との二元論的固定化」を主軸とする近代公教育体制（ブルジョア階級私教育体制）の秩序の論理—精神構造を、これにたいする闘いへの弾圧（処分）を逆手にとって、具体的に、あきらかにし、具体的に突破口（Ausweg）を探ること。▽——これでありませぬ。もつとも、いま読みかえしてみますと、われながらこの一節は、わたくしが全存在をかけて自分の視点での闘争の神髄を要約しただけであつて、△無概念の超感覚的言語（例、「あすこでジョンときた」）や無内容の超抽象的言語（例、具体的な重層構造や階級構造を、挙示する伝達・共有可能な言語ではなく、「重層性」・「階級性」といった、話者がそのもとにいかなる内容を考え、伝えようとしているのか不明瞭な言葉）▽とはまったく無縁ではありませんが、それだけにいささか具体的という段階を克服して具体性の次元に片足をつっこんでいささきらいがないでもなく、△「半分わかたかた」▽とさえも思わないさきに△もうつぎに移っていて、とてもついてゆけない▽程度に非構造的・超無内容の言語の域に達してはいたし、という気がいたさないでもございませぬ。なぜなら、わたくしは、「では、この課題をいかにして具体的に達成していくのか」となるとたちまち生来のつつましさを奪還して黙しがちとなり、せいぜいのところ、△わたくしとして最高度に合理的に——厳密に言えば、主観的には目的合理的（目的意識的）に、客観的には整合合理的に（現実の諸与件を目的—手段系列に的確に織り込んで）、最大限達成してゆく

はさしあたり問わないのいたしましても、彼我の力量の差からすればその実現の可能性は皆無に近いにもかかわらず、逮捕されて留置所にたわわれている上原予定代理人の釈放ないしは釈放のための尽力を公平委員長に執拗に要求して、いたずらに貴重な時間を空費しあまつさえこの不当な要求によってわざわざ神戸大学当局ではなく公平委員長を間に立ちただからせる結果を招いたことは、まさにこの口番闘争の無思想性・無原則性を如実にあらわしていたのであります。わたくし自身はと申しますと、上原代理人は松下請求者（法律的にだけではなく）切りはなしがたい存在であるかのように頭から信じこんで釈放・出席を要求するその場の雰囲気におされて、松下請求者個人と上原予定代理人個人とを固有名詞の相違によって截然と区別すべきである、代理人相互の交換は可能だが（もしそうでなければ、日によって出席したりしなかったりということがどうしてできましようか）、請求者本人と代理人との交換は絶対不可能だ、という理性的・具体的反論をもってこれに対処することをなしえず、実質的には後日のあの自己紹介のさいのスキヤンドルの思想上ないしは無思想上の種をまくのをゆるす結果になつたことを△一方では、わたくしが「松下闘争資金」、「教官相互援助基金」への参加を呼びかけた方々（会場に結集できなかった方々を含めて）にたいして、それぞれの視点における闘いに有意義な闘争資料を提供する責任を自覚しつづ▽卒直に自己批判いたさねばなりません。はなしを本筋にもどしましょう。わたくしが想定したようなわたくしの基本的任務から、ただちに、わたくし個人固有名詞による闘争への弁証法的転化が必然的に結果されるべきことは、もとより言を俟たないのであります。すなわち、△そのようにして創出され

ことであつた。▽としか語らないからであります。わたくしが日ごろ愛用しております西尾 実・岩淵悦太郎両氏編になる「岩波 国語辞典」をみますと、「売春」「売笑」「売色」の各項の説明は、「すずれも『↓ばいん』となつております。指示にしたがつて『ばいん』すなわち『売淫』を見ますと、『女子が報酬を得て色を売ること。売春』となつております。まことにもって目的合理的・整合合理的な説明ではありませんが、どうも要領を得ないので『売春』をひくと、さつき申しましたとおり、ふたたび『売淫』にもどる仕組みになつております。「女子」や「報酬」の意味はおのづと明らかですが「色」には意味がたたくさんありますから、ここで言う「色」の意味を特定するため、「色を売る」、すなわち「売色」の項をみますと、これまた「売淫」に逆もどりのいたします。文字通り堂々めぐりでありませぬ。これと同じく、わたくしが日ごろ愛用しております下痢腹 酷氏の論理も、どうも堂々めぐりのな色あいを払拭しきれぬところがあるのではないか、論理的というよりはむしろ論理性一般にすぎないのではないか、というように印象を、ふだんあまり抽象的・哲学的思考の訓練をうけておられない方々は、あるいはいだからるのではありませんまいか。なにしろ、わたくしの超具体的な論理展開に△すつかりいらだつてしまひ△△みずから自滅への道を敷いた代理人や傍聴人（ちなみに申しそえますと、「地獄への道は善意で舗装されている」という西洋のことわざがございます）——主観主義的・没構造的・場当りの・感覚的・情動的（ちなみに、これには「常助的」という当て字もございませぬ）・独善的……要するに怠惰で無責任な代理人や傍聴人——▽からすれば、「△現実の諸与件を目的—手段系列に的確に織り込んで▽いくにはどうすれば

「よい」という項をひいてみると、「A現実の諸与件を目的—手段系列に的確に織り込んでVいけばよいのだ」という説明が出てくるし、それでは「A現実の諸与件V」および「A目的—手段系列V」とは具体的にどういう意味だろうと考えて、それぞれの項をひいてみると、「それは口審判争のなかで具体的・整合合理的・目的意識的に追究されるべきことである」と書かれている——これでは、五月三日晴れの大学知事人的A聖世界Vの住人ならぬ類聚全共闘的獨賢的A俗世界Vの賤民どもには、なんのことやらさっぱりわからず、いらだちと破滅への道はますます完壁となるのであります。かくして、わかしくしがつねづねそうあるべきだと主張しているごとくAわたくしのように、地べたを這いつくばるよう個別的事実をひとつひとつ確認しながら抽象化と抽象命題の具体的検証を交互に進めてゆくような類の平凡な人間V独自の方法というのが、じつは、具体的現実（個別的事実と対立する概念としての）の具体的検証ではなく、抽象命題の抽象的措置、すなわち、つねに当為（Sollen）を設定することから逆に現実を任意に限定していくという方法にほかならないこと。わたくし自身の側面的・補助的役割という措置から、A深遠かつ根源的な言霊の空中戦Vよろしく、無謀的・先験的に、単位認定権・成績評価権に象徴される（とわたくしが思考する）近代公教育体制（ブルジョワ階級私教育体制）にたいする闘いが一足とびに出てくるのも、こうした方法の必然的帰結なのだということ——はからずもこれが明らかになっているのであります。ただし、「下痢腹氏は、ただ、自分の契点での具体的な闘いと、五〇〇キロの彼方でおこなわれている松下闘争との接点を見出そうと苦闘しておられただけなのだ」というような単座左解釈者や、「しよせ

ん言葉による闘いは現実の追認・追解釈行為でしかないのだ」というようなアサハカな理解者による間接的・遠まわしの批判をけじめ、予想されるいっさいの悪質な批判にたいして、あらかじめここではつきりと申しあげておきますが、わたくしは以上の点をとりわけマインス面であるとは考えておりません。なぜなら、さきわたくしが強調いたしましたAわたくしの課題と責任Vにかんする第二点は、その抽象的具体的ゆえに、つぎのように読みかえることが可能だからであります。すなわち、「そのようにして創出される場で」、より正確に言えば、そのようにして創出されるべきであるわたくしが思念しかつそのように創出することをわたくしが万人から要求するところの場で、「今度はわたくし自身も、生存競争（広く人間解放闘争）を闘っているひとりの女術として、娼婦管理権・水場成績評価権などの諸権限による、ヒモになる者とヒモをつけられる者との二元論的固定化」を主軸とする近代公娼娼体制（ブルジョワ階級の私娼娼体制）の秩序の生理—性感構造を、これをめぐる闘いへの弾圧（元春防止法）を逆手にとって、具体的に隠蔽し、具体的に抜け道（Answers）を探ること。V 具体的であるがゆえにありとあらゆる事例への応用が無限に可能であるということこそは、わたくしの思想と感性と文体とに共通する特長（特徴ではありません）でありまして、この特長を、抽象的であるがゆえにA「さて、数分後の電話にどう答えるか」というような超プラグマティックな話題に短絡しVそこから一歩も先へ進めないたくい悪しき傾向と比べるとき、この両者の間に、まさに純金と鋪道石のごとき、百万長者とルンペンのごとき、処分者と被処分者のごとき、いかんとも越えがたい差異が歴然としてくるのであります。いずれにせよ、A人間の

実存VをA深淵Vのなかでだけとじこめ、現実のA具体的な重層構造Vを規範や範疇のなかでだけ限定してしまいたくいのガイコツのような思想と文体よりは、外見は少々だらしなく不躰にみえようとも、既定の意味を転倒をいし拡大し、人間と世界に元来内在する無限の応用可能性を実地に具体的に証明している右のような思想と文体的ほうをわたくしが探るであろうことは、いままら申すまでもござりますまい。

（つまり議論席数にみあった程度）、市民権を得ている定義に言いかえることも、あるいはまた、「松下 昇氏にとって、この個別・具体的な闘いにおける、主要な対決相手は、あくまでも処分の黒幕・政府独占当局であって、神大評議会は、その媒介としてこちらからひき出したものであり（なぜなら、A人間の行為は、最初の瞬間以外の睡眠（およびオルガスムスの瞬間の性行为）を除けば、生理的欲求の充足行為といえども意識的・選択的を行為であるVがゆえに、松下申請人は、意識的・選択的に神大をみずからの戦場として選んだはずで）、したがってそれは、主敵との対決に介入し、立ちだかってくるかぎり、副次的な対決相手をなすにすぎないという関係」というふうに、全然市民権を得ていない定義に言いかえることも、いずれも可能であります。いずれにせよ、Aもしも人事院が主敵であるとするなら、そのばあいにはそのばあいで、数ある国家権力機構のなかからなにゆえに特殊人事院を選び出すのかという問いがえされ、はじめから闘争が組み立てなおされていなければならなかったVでありましょう。すなわち、松下 昇請求者、および僭越にも「松下 昇」をいし「A松下 昇V」と称した代理人（たち）は、数ある国家権力機構のなかから特殊人事院を選び出すかわりに、近ごろ大いに評判の良い特殊環境庁なり、逆に評判のかんばしくない特殊外務省なり、毎度おなじみの特殊警察庁なり、あるいはいっそのこと、数ある国家権力機構の中核たる特殊千代田区霞ヶ関一丁目一番一号を自発的にひき出してもよかった

さて、例によってだいたふ余計なおしゃべりをしてしまいました。この饒舌は、A人民大衆へのアッピールや問題提起においても、大学闘争の隠語的・密教的風土をのりこえられたいわたくし自身、主體的脆弱性Vひとつでありませうから、いざれ真摯に自己批判しなければなりません。つぎに、「主敵は何か・副次敵は何か？」という、日本の共産主義運動にすら大きな分裂を生ぜしめた大問題にうつつりたいて存じます。Aここで注意していただきたいことは、わたくしにとつて、この個別・具体的な闘いにおける、主要な対決相手は、あくまでも処分者・神大当局であって、人事院公平委員会、その媒介としてこちらからひき出したものであり、したがってそれは、主敵との対決に介入し、立ちだかってくるかぎり、副次的な対決相手をなすにすぎないという関係Vであります。この関係は、「日本における階級闘争という個別・具体的な闘いにおける、主要な対決相手は、あくまでも世界の支配者・アメリカ帝国主義当局であって、日本独占は、その媒介としてこちらが税金で養ってやっつるものであり、したがってそれは、主敵との対決に介入し、立ちだかってくるかぎり、副次的な対決相手をなすにすぎないという関係」というふうに、ある程度

わけて、たしか国家公務員法第一〇〇条だか教育公務員特例法第三五八条だか人事院規則だかには、不服申し立てを提訴すべきところとて、人事院以外に環境庁、外務省その他いくつかの特殊国家

権力機構の名称があげられていたのではないかと記憶いたしております。Aこのような位置づけは、わたくしにとっては自明の前提にひとしいことであつたVわけです。Aところが、じつさいには、この位置づけは、「ある種の請求者側代理人たちにとっては」かならずしも自明のことではなかつたようにVありまして、Aこの点は、今後の人事院闘争にとって重要な問題だと思ひので、「ああいうばあいには、法律上、人事院に提訴するしか道がなく、したがって国家権力機構上、特殊人事院が国家権力総体の弾圧の具体的な追認ないしは合法化を執行するものとしてわれわれの前面に立ちかかってくることになつてゐるのだ」というごとき没法律論的A異見VをAもたれていた方は、それを具体的に提起していただいで討論し、きちんとしておきたいVと考えるわけでございます。ただし、もしも万一このように考へておられるかたがあるとなれば、すなわち、人事院公平委が主敵であるなどと妄想しておられるかたがあるとなれば、これはAきわめて深刻な事態であり、そこには全共闘運動の頽廃が集約的にあらわれてゐるVわけでありまして、一介の副次的な、対決相手にすぎない個別警察あたりのローラー作戦（この顔にピンときたら一〇番ノ）におそれなすし、AすつかりいらだつてV、それをA神秘化VしてA満足気Vに山へこもり、あげくのはてに主敵を見失つて副次的な対決相手にすぎない同志たちを肅清するといふ、われわれすべてが深刻にとりくみきちんと総括しておかねばならぬ問題を提起してくれた統一赤軍的「革命の暗黒」とその根を同じくしてゐると言ひべきであります。Aそこでわたくしは、遺憾なことがながら、「退行性情動ラディカリズム」「これは、わたくしなどが推奨いたしません」「跛行性常套ラジヨナリズム」

の対立概念であります。とも呼ぶべきその精神構造を切開し、その成因と克服の方途を探ることを、以下における本稿の一つの課題に据えなければならぬVのであります。ここでお気づきのようによつて、これまでの論述はすべてその課題のための単なる前置きにすぎないのであります。これからがいよいよ本番。すでに四〇〇字詰原稿用紙二十二枚をゆりに突破してゐる現状からすれば、先を説きつづける氣力をなくされるかたも多少はおられるかもしれませんが、わたくしのようにタテマエとホンネのびつたり一致した数少ない例外的存在はともかく、世間一般にはタテマエのほうが重視されるという個別・具体的な一般法則がございますので、以下の本論は前置きほどの論理性と充実性を要求されないので通例であり、その意味においては量的にもかなりの程度に紙面を節減できるのではないかと考えます。まずはおことわりまで。

3

さて、この個別・具体的な闘いにおいて、人事院公平委を主敵としてとらえないといふ戦略的観点から、Aわたくしは、処分過程や処分理由をめぐる処分者側との対決に入るまえに、まず公平委員長と正面対決し、かれをして間に立ちほだかれないように追い込んでおかなければならぬと考へたVわけでありまして、この作戦はまゝなまとなつてしまつて、公平委員長は終始一貫自席をはなれることなく、われわれ請求者側と処分者側・神大当局とが場所的に向きあつてゐる間に立ちほだかるような暴挙を考へてする機会をついてとらえることができぬままに終わりました。わたくしたちは（少な

くともわたくしは）、あらゆる挑発をはねのけ、一貫して処分者側とまづ正面から向きあつてすわり、請求者および公平委にたいしては側面的位置をとりつづけたわけでありまして、遺憾ながら、わたくしがよんどころない急用のため東京にもどつたあとの最終日になつて、逆本代理人がこの基本戦略を放棄され、みづから傍聴席にうつつて沈黙したまま公平委員にまづ正面から立ちむかう、という戦略上の愚挙を考へてされたのであります。わたくし自身はと言へば、A具体的事実の追力と平明な論理の拘束力に依拠して、自己の主張を積極的に展開しV、A大学側との対決に有利な局面を切開くといふことVが充分にはできなかつた岡山の先例に学びつつ、A公平委としても承認せざるをえない具体的事実をつきつけて、形式的公平性の実質的不公平性を暴露し、それだけでなくその承認を迫つて追ひ込む、という戦術Vを立てました。この戦術の正しさは、人事院の怠慢による八カ月間の審理の遅れとその責任を追及するといふAあの方針Vでありまして、それはA公平委員長の遺憾表明、処分者側山田代理者の前言撤回とその謝罪のほか、八カ月の遅れという事実以外に手持のデータがなかつたにもかかわらず、答弁書の延長申請問題を引き出したという点で、一定程度の成果を収めたVのであります。わたくしはこの事実から、手持のデータがかなりある処分過程・処分理由をめぐる対決においては、Aもつと押せるのではないかと考へたVのであります。やはりこれは甘い見通しだったのか、と、現在ではいささかこれを客観的に総括する手持のデータの不足に悩んでゐる、というのがいつわらざる氣持であります。と申しますのも、わたくしがあの数日間の口審闘争における最大の、ほとんど唯一の戦果であると自負し、また松下氏もA「人事院にたい

する一定程度有効なパンチ」と評価しておられたVあの成功が、なしたることか、公式の「口頭審理記録書」（どうか皆さまのお手もとに配布されました一九七二年三月一日発行の「五月三日の通信」別冊をご覧ください）では、ただの一行も、ただの一語も触れられていないことを知つて、こんなことはちよつと理性を働かせて考へてみれば至極當然のことではあるにもかかわらず、なかつた、わたくしは文字通り愕然とせざるをえなかつたのです。どうやら、A承認せざるをえない具体的事実Vの尺度が彼等の客観的力量の具体的関係上、こちらとあちらではまづ大きく異なるのか、さもなければA遺憾表明VとかA前言撤回VとかA謝罪Vとかは、公平委員長がAタカ派V金井八郎であるかA擬ハト派的タカ派V足立忠三であるかを問はず、羽毛のごとく軽いもの、いやそれどころか、公式記録には絶対にとどめらるべからざるもの、ひいては公式の審理とはいささか無関係な単なるハブニングにしかすぎぬものであるのか、いずれにせよ、単なる副次的な対決相手にすぎないといふVが考へ、もつて全額信頼を置いていた人事院公平委にまゝと裏切られたという感慨は、まことに尽きぬものがございまして。あるいは、主敵たる神戸大学当局が、副次的な対決相手たる人事院公平委にたいして職務命令を発し、この箇所の記録を削除せしめたといふことも充分に考へられますが、あまり下司のカンクリをする、Aどんなに追い込まれた不利な場においても落着きと品位をもってたんとんと闘うことVをモットーとする教育闘争者（もしくは教育的闘争者）の品位をみずからおとしめることになりかねませんので、その点は発言をさしひかえたいと存じます。いずれにせよ、この一事をもつて、例によつて抽象的・感覺的・情動的批判をわたくしにむかつて

投げつけてくる向きもあろうかと思いますが、それはそれとして、もうひとつの可能性(具体的な重層構造を考慮するならば、これもひとつもありうべき可能性だと言えらるるであります)、このもうひとつの可能性を考慮にいれねばなりません。すなわち、この個別の勝利のちも、もしも移たくしたちが△その場の情動に翻弄されて、「動き出したら止まらない欠陥車」(とび出すな、車はすぐに止まらない)のように▽、換言すれば「屈服したら際限がない秩序派教師(全共闘系もふくむ)」のように、さらに換言すれば「拒否したら教室にもどらない造反教師」(とび出すぞ、子供はすぐに止まらない)のように、△つっぱしり、電柱にぶつかって自滅する▽結果にならなかったならば、すなわち、もしも似而非松下昇事件やパン食い競争事件(まさにあの場の光景は、競争というほかないほど大衆的な、ハシタ、ナイ、馬鹿気たものでございました)が一部冒険集団によってひきおこされなかったならば、あんなさやかな個別の勝利は弁証法的・自然法則的發展をとげて、△わたくしたちの主観的意図や情念から独立▽したまま全体的勝利へと質的に転化し、もって公式記録にも堂々と記載され、松下 昇氏(本人)は天下晴れて無実となり、めでたく復職しておられたカモシレナイのであります。そうなれば、その夜のわたくしの△徹宵して▽の資料調べと方針作成も、決して無駄には終らなかつたのであります。

4

ここでわたくしは、「相手の土俵にのめりこむな」というあの粗末な精神ないしは脱精神、すなわちスターリン主義的官僚主義の

つ平明な論理の拘束力によって通念をくつがえ▽されるかどうかは、それら具体的事実の迫力いかんと、拘束力をもつべき論理の緻密さおよび平明さのいかんとによって左右されると同時に、それに劣らず裁判所(口審会場)外の具体的階級闘争(無規定の「教育闘争」という言葉は用いない)の如何によって現実的・具体的に左右されるのであり、問題は、欠陥なき体系ではない法律の拡大解釈がどちらの方向にむかってなされる可能性(公算)が大きいかということなのだ(△別件逮捕▽、△思想・報道弾圧▽等々のパターンを見よ)――というごとき客観主義的妄想は、マルクス主義の宿弊たる敗北主義的史的宿命論 (Historischer Fatalismus) に

色こく染められているのみか、裁判所(一定の条件を変更すれば、人事院公平委員会)という護民官的反権力機構のなかに着実に△橋頭堡▽をきずく闘いを放棄する△独善的な感覚的場当たり主義者・やみくも粉砕主義者▽の特性とありましよう。ちなみに、かつてわが敬愛する下痢腹 齧氏は、△闘いと、厚い板の板をこぶしてこつこつとたたき、最後には穴を穿つようなものではあるまいか。▽という名言を「五月三日の会 通信」誌上で吐いておられました。このひそみにならって不肖わたくしが同じくこの「五月三日の会 通信」誌上で警句を吐かせていただきますなら、闘いは、厚い裁判所(一定の条件を変更すれば、人事院)の壁をこぶしてこつこつとたたき、最後には無罪放免を獲得するようなものではありませんまいか。こつこつとたたき、最後には延吏に発見されたり、死刑の宣告を受けてしまつたり、裁判所常駐機動隊のリンチで虐殺されたり獄死したりする危険があるからといって(一定の条件を変更すれば、起訴の段階で職場を追われて糧食の道を断たれたり、

専門用語でいえば極「左」日和見主義的傾向、マックス・ヴェーバー的スターリン主義の学術用語でいえば△一面的・機械的・短絡的・客観主義的・敗北主義的……極論▽、これにたいして、きわめて渾濁に批判を向けたいと思えます。△右の極論者▽は、なるほど表面的・仮象的には、既述の不逞の輩とは別人であるとはいえ、構造的・本質的にはまさしく同類であって、貴重な具体的先行事例たる岡山の口審闘争の具体的総括すらろくろくおこなわず(それどころかヒカリは西への岡山に行きさえせず)、のっけから△口審闘争は松下処分の人事院による追認に終るにちがいない」と思いこみ、そうなる△公算▽とそうなる蓋然性とそうなる必然性とを区別することさえできずに△なにか「壮大な」根源的な「ことばかり夢見て▽いたあげくのはてに、わたくしが的確に打ち出した△具体的な獲得目標▽と△具体的な方針▽にことごとくケチをつけ、故意に平地に乱を起すようふるまひに汲々として終始したのであります。それはさておき、では△人事院口審闘争(一定の条件を変更すれば、裁判闘争)の獲得目標とはなにか。▽この大問題にたいする答は、簡単すぎるほど簡単であります。すなわち、△第一に処分の白紙撤回(無罪)をとりつけることである。▽言うまでもなく、△欠陥なき体系▽ではないブルジョワ法は、△教育関係者でも大学関係の法規▽に関しては、極「左」日和見主義的無学者どもが△物神化し、拝跪しているほど完全なもの▽ではないのであります。したがってそこでは、△判定官(裁判官)の解釈と実質的考慮の占めるウェイトが相対的に大きい▽のであります。「だからこそ、△社会通念に呪縛されている▽というよりはむしろ社会の具体的階級の構造に規定されている判定官が、△具体的事実の迫力と緻密か

妻子もろとも路頭に迷つたり、過労と精神的苦痛で自分も妻も子も肉体的・精神的に破壊されたりする危険があるからといって)やすやすと敵(どころか副次的な対決相手)の意識的・無意識的挑発にのって自滅の道をたどる請求者やましてその代理者は、△後続の闘争者、みずから松下氏に続く日を予期して松下氏に支援(△カンパ、ないし、かカンパ)を送っている全国の有志にたいする責任をどう考えているのか。▽

第二の獲得目標は、要するに一言でいえば、△近代公教育体制の管理秩序を支える論理―精神構造を具体的に暴露し、具体的に突破口を探る▽という、すでにさきほどくわしく考察いたしました一事につぎるのであります。が、しかしながら、近ごろでは、「そういう秩序や構造は、とつきの昔に暴露されてしまつてはいないか」というような軽々しい楽天主義的・他人事的断定がしばしば耳にはいつてまいります。しかしながら、それでは突破口はどうなのか、と反論いたしたい。突破口は、いまだに大学そのもののなかからは発見されるにいたつておらないのであります。大学の壁がこぶしてこつこつとたたいて穴を穿つには厚すぎるせい、それともわたくしが大学の内側からだけ、しかもペンとインクと固有名詞だけをもつてたたいしているせい、いずれにせよまだその突破口は見出されておりません。それどころか、わたくしが暴露すればするほど大学の壁は近代的に改良され、美しく厚く塗りがためられていく観が左にもありません。しかしながらわたくしは、その原因を、左に上りもまず、具体的な暴露がまだ充分ではないのだ、と自己批判的に認識し、狭義的教育闘争をこつこつと続けておるのでございます。そのさいのわたくしの具体的闘争形態の一端をご紹介しますと、

まず一方では限定的・特殊な自分自身の拠点における闘争の重要性・交換可能性を強調し、同時に他方では、個別・具体的な自分の闘争拠点での発言を類似の各種拠点にも適用すべく一冊の書物にまとめて広く市販する、というものでありまして、いつけん矛盾するかに見えるこの形態の根底には、弁証法的契機としての矛盾の重要性と量から質への転化という弁証法的飛躍の人類史的意義とにたいする深い洞察が横たわっているのであります。わたくしは、この矛盾をかみしめ、自己の実存をひきさく深淵としてうけとめながら、量がいつの日にか質に転化しておのずから突破口が開けることを期待しつつ、(けっして楽観的ではないのですが)、執拗に、ねばりよく、たえず原点に立ちもどって闘いつづけているのであります。その点では、たえず原点そのものを移動させて、あらゆる場所が八自主講座だ、などと称し、授業粉砕をやるかと思うと生協役員に立候補し、学外で鉄板焼き屋をはじめたかと思つて学内でタコ焼き屋を開業する、というごとき変わり身の速さは、まさに無原則的・場当たり主義的・やみくも粉砕主義者の行動として、わたくしのとらざるところであります。この点で異論があらひのかたは、どうか卒直に反論ねがいたい。

5

第三に、人事院口審闘争(ないし裁判闘争)は、かりに右の二つの目標が、たんに当為として提示されるのみで具体的・階級的・主体的・客観的現実の制約からして当然のことながらまったく達成されなかつたとしても、なお獲得されるべき意味をもっているのでは

ありますまいか。ところで、これはこれなりにきわめて重要な問題ではございますが、これにつきましては、日本流に言えば「徒党情念」とでもいうべき「集合表象」について、かの有名なE・デューケムが「宗教生活の原初形態」の研究のなかで述べていることを、A・J・ドインビーの学説なども参考にして熟読熟読していただければ、(いずれも翻訳は「五月三日の会 通信」第八号に掲載されており)、わたくしなどがまわりくどくご説明申し上げるよりよっぽど印刷費用も節約できますので、ここではただ「このブルジョワ社会で、敵の土俵」でない「真空地帯」などひとつもないのだ、だから分をわきまえて闘争の後退期には「ラディカル」な言動をつつしみ、救いがたい「敵の土俵」のなかでの敗北だけはせぬように、みんなでがんばろう」ということだけ確認しておいて、さっそく

6

にうつることはいたしませしより。さあこうしていよいよ、みなさまおまちかねのパン食い事件についての大批判を展開するところまでこぎつけました。期待が大きいとそれだけ幻滅も大きい、というのは、万年九等官アカキイ・アカキエヴィチ・バシマーチキンの昔から、かの「芋粥」の万年五位を経て現代後期ブルジョワ資本主義の官僚主義的社会的万年学生や万年教師、万年サラリーマン(労働者をふくむ)にいたるまで相通する普遍妥当の真理でありますゆえ、どうかみなさまがわたくしの大批判に過度の期待をお抱きにならないよう、あらかじめお願いいたしておきたいと存じます。それ

はともかく、大批判の公正を期するため、まず公式の審理記録書から該当箇所をそのままここに転載しておきたいと思つてます。わたくし自身の語りくち(精神構造)を忠実に再現すべく努めたため若干脱むのにおれる本稿とは対照的に、まことにもって簡潔で味わい深い文章でありますので、どうか再読味読されますよう、おすすめいたします。

「第2回口頭審理記録書 期日昭和四六年七月二〇日一〇時

(審理の概要)

1、公平委員長

第2回口頭審理の開始を宣言した。

2-14、〔略〕

5、公平委員長

公平委員長は実質審理に入る旨を再三にわたり告げたが、請求者側は、処分者本人と上原代理人の審理への出席要求等についてくり返し発言した。

6、公平委員長 請求者側

公平委員長は請求者代理人らがパンを食べているのに対し、再三制止し、または退席を命じたが、同代理人らはこれに応ぜず、他の請求者代理人らとともに、こども公平委員長の制止、命令に抗議の内容の発言を行なった。

7、公平委員長

本件口頭審理の打ち切りを宣言した。

さてここでは、A最初にパンを食べたAさんの行為Vについては、A思うに、Aさんの最悪の敵は、身方のなかに、主観的には善意をもってAさんを弁護したり、悪のりしたり、神秘

化したりし、Aさんの自己監視を妨げ、Aさんを自己欺瞞に誘う人々のなかにいるV(A主観的には善意をもってVはAAさんを弁護したりVにしか懸かっている)で、ご注意いただきたい)ということをまず指摘し、Aさんがこれら誘惑者、敵のすえたち、敵権力のまわしものらの悪の手に入ることなく、純潔をまもるとおし、みずからの行為のもつ重い意味を孫子末代まで問いつづけられることを期待しつつ、この出来事がはしなくも露呈せしめた問題点を番号順に整理しながら、私見を述べたいと考えるのでございます。

1の① あの場合でパンを食うという行為を「生理的欲求」として弁護するなど、もつてのはかである。なぜなら、AさんがA別種の生理的欲求を傍聴席で充足する用意Vがあり、Aそういうことを一生、つづけられるVのでないならば、あの行為はAさんがA選択Vしたものであり、しかも意識的に選択したものである。この点につきましては、ブルジョワ週刊誌あたりから具体的反論があるかと思つてますが、それは敵権力の手先たるブルジョワ週刊誌のことでありますから、敵の土俵内で討ち死にするような取すべき結果をさけるため、一応無視したいと考へます。すなわちその反論とは、統一赤軍の某女性兵士は同志たちを逃がすため、もうひとりの男性兵士とともに自動車にのり八時間とか閉じこもり、警察官(このばあい男性・複数)が刮目して見まもるまっただなかで排泄という生理的欲求を充足したではないか、だからAさんにそれができないという予断をいだくのは不当である、というものであります。その他(最初の瞬間の睡眠につきましては、最初の瞬間以外の睡眠ともども私どもが商売柄、毎日のごとく目撃しておりますのでこれは別として)、性

行為に関する生理的欲求の公衆の面前での充足に関しては、その具体的実例は枚挙にいとまがないほどであります。いずれにせよ、前者の排泄の例は極悪犯人・非国民・反市民・狂気集団・トロツキストの盲従分子・爆弾教のワルノリ信者……のことでありますから言うまでもなく論外であり、また後者の性に関する例は、目下警察当局がロマン・ポルノ・ローラー作戦という形で取締りにのりだしておられるという、これまた犯罪的事例でありますからして、われわれ公序良俗を重んずる市民にとっては、まったく無縁なのであります。

1の② Aさんが△松下氏の責任ある共闘者・支援者△だったとしたら、Aさんは、例の△岡山の先行事例▽が、松下代理人がコーラのビンから水を飲んだ(すなわち、コーラのビンからはコーラを飲むべきであるのに水を飲んだ)ことよって打切られている事実を意識していたのか。もし意識していたのなら、あの今回の打切りのもと皆と一諾に人事院の控室に抗議に行かなかった理由を述べよ。——ハシタナイ、馬鹿気たこの行為だけから判断して、わたくしは、Aさんが松下氏の責任ある共闘者・支援者だったはずはない、と断言してもよいのではあるまいか、とさえ考えております。Aさんは、なるほど松下氏と終始一貫して外見的行動をともしたかもしれない。けれども、そこにはおのずから、固有な名詞差異と同時に質的差異もあるはずでありまして、いつ、どこにおいてもそうした差異を露し、抑圧者⇨教師たる松下氏を糾弾し、これに自己批判を迫っていく主体の形成こそ、六八―六九年学園闘争にめざしたのではなかつたでしょうか。

1の③ 世の中にはいろいろと気にくわぬ不当なことがおこなわ

ある。▽ ここで、言わずがなの説教をもう一度だけすることをゆるしいただけるなら、△人間の自由とは▽、エンゲルスだかヘーゲルだか誰だかの言ったごとく「必然性の認識」などというものではなく、△むしろ、即目的な欲求・衝動・情動・気分・ロマン主義的幻想などの非合理的要素によって制約されることなく——意識(主観的目的合理性)と判断(客観的整合合理性)を糺らされることなく——自立的に設定した目標を貫徹することにある。▽のであります。このわたくしの命題をまじめに考えようとせず無理解ないはは微笑をもつてこたえる人間は、ついに類人猿から類猿人への進化を上げぬまま、衝動的・情動的にコーラびんから水を飲んだり食堂以外の場所ですパンを食べたりすることを「自由」であると思いついでいる場当たり人間にすぎないであります。

※

さて、批判はいよいよ佳境に入ります。

2-1① いさか冗長にしろおそれなしとせませんが、きわめて重要な部分でもあり、しかもわたくしの批判の姿勢の全精髓がここにぬりこめられている名文でもありますので、一言一句の省略・変更もなく全文を一挙掲載することにいたしました。

△しかし、わたくしが、Aさんの行為以上に問題だと思ひのは、この感覚的・場当りの行為に悪のりしたとしか思えない一部教官、代理人の無責任な行為である。Aさんの行為以上に、というのは、学生Aさんのばあには、まえに述べた「聖世界」の高みから急角度に「俗世界」に投げ返されたという連関から、審理場における「いらだち」の事実的必然性と重みが了解できるのであるが、その教官代理人にはたしてそれだけの背景があるのかどうか疑わしい点と、

れており、真夏になると背広をぬいでしまえばかりかネクタイまではずしてしまふ無作法がまかりとおっていることなどもそのひとつであつて、わたくしなどは日夜こうした不当との闘争に余念がないわけであるが、これらの不当に抗しようとするものは残念ながら△客観的の可能性を判断し、自分の行為の結果を予測してそれに責任をとらなければならぬ。▽——要するに、客観的・可能性が判断できないことや、自分の行為の結果が予測できなかつたり、あるいは責任がとりきれないことが予測できる場合には何もするな、ということでありませぬ。だからして、たとえば不当の巣窟ともいへば神戸地裁なり神戸歯科医師会館なりの便所にはいったものは、個別・具体的なその便所が、自分の排泄物を正規のルートを通して最終的には処理場まで送り込む仕組の一端をなっている客観的・可能性があるかどうかをまず判断し、その正規のルートおよび若干の正規ならざる外部滲出ルートをとどつての最終的行く末を予測し、万一その処理が不完全で自分の排泄物が水道用水なり瀬戸内海なりに混入したばあいは自分自身の排泄行為の責任を闘争者・水道利用者⇨松下氏、および後続の闘争者⇨子々孫々にたいしてとりきることのできるかどうかを熟考したりえて、他人の目につかぬようにかつ意識的・選択的にその生理的欲求を充足しなければならぬのであります。松下氏の責任ある共闘者・支援者であることをわたくし以外の大部分の方々から認められておられるらしいAさんには、こうした責任をとる用意があつたのでありませぬか。

△おそらく、いずれの問いにたいしても答えられないだろうと思ふ。ということでは、Aさんが、当然の準備を怠り、その場の情動に押し流されて無責任な感覚的・場当りの選択をした、ということでは

やはり、どんなに正当な情念をどんなに激しく燃やし発動してもわたくしは意のままにならない現実の話と件にたいしてより醒めた認識と判断をもたねばならない大人であるはずだという点からである。わたくしの記憶に誤りがなければ、この教官代理人は、「松下 昇」と名のつた代理人と同一人物である。この二点について、固有な名詞をもつて釈明され、わたくしの見解に反論されるより、強く要請する。▽

ここで問題になつておりますこの脱固有名詞的パン食的ワルノリ分子は、わたくしがさまざまな人びと(老若「左」右を問わず)から伝えきいた噂と、じかに目撃して肌で感じた(ジンときた)感じとから判断して、軽薄なくせに血のめぐりだけは人一倍悪い人物でございますので、この格調高い高邁な文章だけでは、いつたい自分の何が批判されているのか、それどころかいつたい誰が批判されているのかすら理解できないのではなからうか、との危惧の念が執拗にもわたくしの脳裡から去ろうとしないのであります。したがって、煩瑣をかえりみず、ひとつひとつ口移しにして噛んでふくめるように説明してやることをおゆるしいただきたいと存じます。(なお、さきに全文を引用いたしました関係上、これからの箇所ではわたくし自身の文章にいちいち△▽をつける必要はなからうかと思ひますので省略させていただきます。この場合でも、本来ならば△▽をつけるべき該当箇所著作権はわたくしに帰属すること、いまさらあらためて申すまでもないであります。)

◎大批判の第一点 Aさんの感覚的・場当りの行為にワルノリしたとしか思えない(より直截的に言えば、ワルノリした以外のなにものでもない)一部教官(この時では単数が複数かアイマイなまま

この章において述べるつもりでありましたことからは、よく考え
てみればすべてこれまでおよびこれ以後の詳論にふくまれますので
この章は全略ということにさせていただきます。

「本当に日本には、全社会こそぞっての『個別化』『通報化』『一
億、総、ス、パ、イ、化』時代が到来したように思われる。誰も彼もが別々に
なり、孤立して行く。そうしたなかで、本当は、一人一人のものが
なにか独自の、新しい未曾有のことを案出しようと欲している。あ
らゆる人が、以前、思想や感情において共通していたものを排斥し
て、自分の独自の思想や感情から始めようとしている。あらゆる人
が最初から始めようと欲している。以前の羈絆は未練もなく切斷し
て、めいめい自分勝手に行動し、それを唯一の慰めにしている。現
在行動していかないにせよ、今にしたいと思っている。これは結構な
ことである。かりに大多数の人はなにも始めていないし、いつにな
っても始めることがないとしても、とにかく絆を切ってしまったて、
わきの方にたえずみながら切れたところを眺め、手をこまねいて、
何かを待っている。日本では、万人が何かを待っている。これこそ
は、潜在的な革命的状況、すなわち過渡期の特質である。ちようど
その数十年後に偉大な革命となつて現実化した、いまから百年前の
ロシアの状況とまったく同じである。さればとて、なにごとにも精

は新しいことをいったのだ、自分は独自になつたのだ」と確信して
当然、大満足でいるところに問題がある。ただし、こうしたなか
にも、一〇パーセント程度の新しいさと独自性を見出し、これを決定的なモ
メントとしてとらえることができないとすれば、文学者としても、社会学者と
しても人間としても失格だということを、キモに銘じておく必要がある。……
要するに、めいめいが自分本位で、自分勝手にやっているように
見えるのである。だが、はたして彼らはただ独創ぶつたり、気どつ
たりしているのか？ なかなかそうではない。今日は反省の時代で
はなくて、むしろ直情の時代である。多くの人は、おそろくき
わめて多くの人たちは、実際にもだえ苦しんでいる。彼らは実際、
きわめてまじめに従来の羈絆を切斷し、最初から始めなければなら
ぬ羽目になつている。彼らに光を与えるものが一人もないからであ
る。当然のことながら学者や指導者は彼らに合槌を打つか、さもな
ければまっとうから彼らを圧殺しようとするばかりである。中には、
一部教官代理人のように、暴力学生集団にたいする卑屈な恐怖のた
めにそれをやっている。……またあるものは、でもなく彼らをだし
に使って、ふところを肥やしている。ちようど、一部の造反教師が造
反をだしに使って、ふところを肥やしているように。こうして清新
な力は減びて行くのである。だが、わたしの言ったことを誤解しな
いでほしい。わたしがこうした傾向のなかに、あくまでも消滅な刀
をみとめているのだということを。」(フョードル・ミハイロヴィ
チ・ドストエーフスキー・米川正夫訳『作家の日記』二、岩波文庫
一七五―七七ページからの下痢腹瀉醜態氏による引用から再引用。た
だし傍点を付した箇所は、ロシア語原典にあつて正確を期し、訳
文に若干の加筆・訂正を加えた部分である。)

神上の協和がほとんどなく、すべてが分裂してしまつた。そして現
に分裂しつつある。しかも集団らしきものに別れるのではなく、ま
ったく個々の固有な名詞に分裂している。ブルジョワ社会の完成とそ
の崩壊のまざしが、ここには、はっきりとあらわれている。

年寄りの目から見てなによりいけないことには、時としていかに
も軽々しく、満足げにおこなわれているのだ。たとえば、現代の新
人のなかから芸術家や文学者を取ってみるがよい。彼らは……従来
のこととはてんから知ろりとしかい。かれらはなにごとにも自分本位で
あり、自己標準である。彼らは新しいことを宣伝して、いきなり新
説と新人の理想を提出する。年寄りの目からすればがまんならない
ことである。彼らはヨーロッパの文学も自国の文学もおもしろいと
思わない。彼らは何一つおわりまで読まなかったのみか、またおわ
りまで読もうという気にもなれないのだ。彼は夏目漱石や柴田 翔
のものを読まなかったばかりでなく、藤原惟人や中野重治などとい
う、自己の陣営に属する人のものさえほとんど読んでいない。彼ら
は新しい英雄と新しい女を描き出すが、その新味は、はじめの九
歩を忘れて、一足飛びに第十歩目を踏み出すことである。それゆえ、
たちまち想像もできないほど前衛的な状態に落ちこんで、責任ある
共闘者・支援者を見出せぬまま自滅してしまい、読者の教訓にもな
れば、誘惑にもなるのである。つまり、この前衛的な状態が教訓の全
部なのである。まことに反面教師的といふべきである。こういつた
すべてのことには、新しいところがきわめて少なく、かえってわた
く、しなどかもう六、七〇年もむかしに経験したような手あかのつい
た古いことばかりである。しかし、それは大したことでない。伝
統の克服は一朝一夕にできるものではないからだ。著者が、「自分

ハ 玩味すべき文章ではないか。 V

(補足) 大批判の暗黙の第四点 わたくしは数日前、ある匿名の人
物から、つぎのような手紙を受け取りました。内容的にも水準以下
で、バカバカしくて論評を加える気もおこりませんし、それに第一
「匿名」というのは、わたくしの根本的な生活原理に反する形式で
ありますからして、いっさい相手にしないことにいたしますが、公
正を期するため、ここにご紹介申し上げる次第でございます。

「冠省 ハ自己紹介事件 V (以下、本件と記す) の個別・具体
的事実経過につき昭和四七年三月一日付「五月三日の会 通信」第
九号ならびに右通信右号とともに配布せられたる同年同月同日付
「五月三日の会 通信」別冊ならびに昭和四七年 九月一八日付同
通信第八号に掲載の記事ならびに記録の記述にもとづき、調査検討
したるところ、事実関係の闡明および実行行為にたいする批判をお
こなうにあたり不可欠であると思考される断片的事実が故意に省略
されている疑いありとして、慎重に捜査した結果

第一、被批判者こと同一人物(以下、同一人物と表記)は、昭和
四六年七月二〇日午前一〇時より神戸歯科医師会館でおこなわれた
ところの国立神戸大学教養部講師松下 昇請求にかかる人事院公平
委員会による口頭審理第二日目の審理過程において、請求者代理人
よりの要求にもとづき公平委員長が許可した双方の代理人の自己紹
介にさいし、公平委員長足立忠三の審理指揮にしたがつて発言した
ものであるが

(一) そのさい右同一人物はその事実がないにもかかわらず請求
者本人と同名同名を名のり、公平委員長ならびに処分者代理人全

員および特定の請求者代理人の疑念を喚起し（別掲証拠資料第一号）

(二) もって公平委員会ならびに処分者側と請求者側と、請求者側の内部とに、ぬぐいがたい不信感を生ぜしめ

(三) さらにその発言に固執することにより請求者代理人の一部をして不規則発言を大声で発せしめるべく教唆し

(四) ついに審理そのものを混乱せしめ打ち切りのやむなきにいたらしめたる事態を結果し

たる点については、右証拠資料第一号よりほぼその事実関係が明らかであるが

(証拠資料第一号 「第二回口頭審理記録書」(抜粋) 2、公平委員長 請求者側 請求者側の請求をいれた公平委員長の指示に基づき、双方の代理人が自己紹介を行なった際、請求者代理人が請求者本人と同氏名、同住所等を紹介したのに対し、公平委員長は信用できないとして注意した。公平委員長のこの発言に抗議し、ヤジった請求者代理人に対して公平委員長は退席を命じたが、同代理人はこれに応じなかった。)

第二、通常の審理手続に明記されていない「自己紹介」を公平委員長が許可するに至った経緯についてさらに調査した結果

(一) 請求者代理人より「自己紹介」を行ないたいむね要求が公平委員長にたいし提出された理由として認められる点は

イ、処分者(神戸大学学長)が個人的公用のため審理に出席不可能であることを不満としてこれにたいし抗議の意志表示および出席方の要求が請求者側から提起され、それを公平委員会において慎重検討した結果、右意志表示ならびに要求は本来処

分者本人と処分者代理人とは法的に同一人格である以上、これを容れることはできないむね公平委員長において請求者側に教示したところ

分者本人と処分者代理人とは法的に同一人格である以上、これを容れることはできないむね公平委員長において請求者側に教示したところ

ロ、右請求者側はこれを不服とし、第一点、処分者代理人は個別人格(個別人格者に非ず)としてではなく「処分者」という総括的匿名のもとに機構の一歯車として審理のぞみ、しかも多くは沈黙を貫徹していること、第二点、処分者本人と同代理人とは本来別個の人格であり各自の責任において松下処分に参加したにもかかわらず処分者本人と同代理人が同一人格であるとする法律上の手続を利用して処分者本人の欠席を正当化していること、第三点、処分者側は処分者本人と同代理人が同一人であるとして職業的弁護士をふくむ処分者代理人のみで審理のぞみ、ほとんどつばら右職業的弁護士に発言をゆだねているのにたいし、請求者側は請求者本人と同代理人との個別的差異を当然のこととして強いらられ、代理人の出席を権利として請求者本人の出席を義務として、それぞれ強制的に付与されていること

を確認し、もってこの間の関係の非理性的・脱論理的・没倫理的構造を明らかにすべきことの必要性の認識に到達するにいたりたるものであり

第三、右の事情から推察すれば

(一) 右同一人物の自己紹介の形式ならびに内容は、時間的・空間的制約のなかにおいて前述のごとき事実関係の認識を目的合理的・整合合理的に追求したるにたいし結果するところの予測可能性の範囲内における帰結であり

(二) 最終日における本件の直接的被害者たる請求者本人の審理への出席拒否ならびに一部請求者代理人による沈黙的・正面的佇立も、この事実関係から必ずしも整合的説明不可能の範疇に属すべきものとは考えられない。

本件に関する少数意見

請求者本人ならびに同一部代理人において観察されることこの場当りの・情動主義的行為ならびに既成事実追認的・神秘化的総括であると印象される一連の基本的言動を単なる個別的・事実関係のみならず全体的過程的構造主義的関係(関係性に非ず)の具体的脈絡において把握するにたいし、右言動が必ずしも場当りの・情動主義的行為ならびに既成事実追認的・神秘化的総括であるとのみは一概に判断されえない可能性も皆無ではなく、この点は本件のみならずすべての個別具体的・自己拠点的・後続期待的論争事件の判断にとってきわめて重要であるが、この点に関する具体的な価値評価は外在的に行なわねばならないと思ふのでさしあたりさしひかえる。以上。

(紙上匿名希望)

神戸大・岡山大教育処分
反対する会

下痢腹 酷先生 足下

いささか蛇足気味ではありますが若干の感想を申しのべれば、この手紙の発信者は、「国立神戸大学教養部講師」と書いて「元講師」とは書かない、というふうな、一見共感者ないしは共闘者をよそお

っておりませんが、かくれもないその検察官の文体から推測いたしますれば、この匿名氏が国家権力の手先であることにはほとんど疑問の余地がないのであります。わたくしがこの手紙の内容に関して立ちいった論評を加えないのも、こうした推測にもとづいております。

※

とりあげたい問題はまたいくらか残っておりますが、ひとまずここで打切っておきたいと存じます。圧倒的多数の会員が会費滞納者である「五月三日の会」の実情からして、わたくしひとり誌面を独占する結果になることは避けるべきであろうと考えるからであります。このさい、会員会費滞納者の皆さまが、一日も早く一月五〇〇円の会費をお払い下さるより、僭越ながら会員外の定期カンパ者としての立場からお願ひ申しあげつつ、筆をおきたいと思ひますが、この点に関して各位の卒直なご批判を仰ぎたいと存ずる次第でございます。

一九七二年四月一日

岡山大・神戸大教員処分に
反対し、偽証罪に問われる

自己紹介・公序良俗に反する
パンの食いかたを粉砕する会

下痢腹 酷

B 万国博協賛・冬季オリンピック歓迎、日中貿易促進神戸市立外
国語大学 学長被選挙権保持者（百分率方式文学研究学専攻）
於
殿股見氏の九割がた真摯な発言。

C 大日本産業報国会官立・総合警備保障会社付属芝浦工業大学・
名譽助教授（唯物弁証法的ドイツ観念論哲学専攻）仇野利恵氏の
若干の殴り書き的覚え書。

B、Cはともに発言者の許可を得て「五月三日の会 通信」第九号
に転載済。

D 元・大日本帝国私設・滝川川記念京都民主帝国主義大学無
教養部 助教諭（ドイツ小ブルジョワ頹廢的イデオロギー文学專
攻）池内白痴氏の
当面する大学問題についての若干の発言

下痢腹 酷氏からの固有名詞をもつての強い要請にもかかわらず、
わたしはいまのところまだ、「六八―六九年学闘論争はいつ、どこ
においても、固有名詞をもつて語れる主体の形成をめざしたのでは
なく、むしろ個別・具体的パリア・インテリゲンチヤが固有名詞
を消し去る作業を手さぐりで開始する契機となったものである」と
の自説を撤回する必要と欲求を感じませんので、この「固有名詞を

消し去る」という甘ったれた自己矛盾的・自己満足の試みを、地べ
たを這いつくばるようにして少しづつ続けていきたいと思えます。
したがって、ここでも、残念ながら固有名詞をもつて釈明したり反
論したりするかわりに、特殊他人的に（他人の固有名詞をもつて）
代弁してもらふことにします。

a、「わたしはワルノリをするのが大好きです。ですから、雑誌
のグラビアの特集などがあると編集者におだてられどんな恥知らず
な写真のポーズもとってしまいます。

この写真も、この本のためにワルノリしてとったものです。以前
は私のプロダクションも、同年代の人間が多かったせいか、だれか
一人いたずらをはじめると、ぜんぶ仕事そっちのけで、バカないた
ずらをしたのですが、今は、人間がふえたせいか、若いアシスタ
ントがふえたせいか、私らがバカなまねをしても、のってくる人間
もおらず、なんとなくシラけてしまい、そんなことがとても残念で
す。」（赤塚不二夫、「天才バカボン・第四巻ですのだ」、曙出版
刊、昭和四十六年八月三〇日発行、カバリの言葉）

「ワルノリ」に関して、これほど簡潔かつ的確にその神髓を言い
あらわした言葉が、ほかにありまじょうか。考えてみれば、E・
デュルケムなどが気づくより何十年も前に、地理的にも何千キロ
をへたてたこの国で、「聖世界」から「俗世界」への転落（言いか
えれば、過渡期における革命的情勢の弁証法的深化）をきちんと論
理化していた思想的漫画家が存在したのであります。

b 「彼はなによりもまず、一般に公認されているロシアの社会
評論の伝統と断絶し、一八七〇年代の遺産を拒否している。それと

だ。このため、子供はおとなよりもはるかに世界を楽しんでいる
ものなのだ。

ローザノフは、範疇を侵し、家具から椅子を奪いとりながら、こ
のような作品を作っているのである。」（ウィクトル・シクロフス
キー・水野忠夫訳『散文の理論』、せりか書房刊、一九七一年六月
三〇日発行、四四八―四五七ページ）
玩味すべき文章ではないか。

c ぶたたび、大日本帝国国立……下痢腹 酷氏登場

▲本稿（すなわちAの部）は、いりまでもなく、あくまでも内部討
論のための問題提起であり、Aしたがつて、この「五月三日の会」
会報の紙上で、わたくしへの反論を展開されるにあたってわたくし
の文章を引用されることは、自由に大いにやっていたきたいが、
それ以外の転載・引用などは、いっさいおことわりする。▼

d 右発言にたいする元……池内白痴氏の註訳（抜粋）

ここには混乱はなく、あるのは対象を新しい系列のなかに置きかえ
る方法、要するに、ある範疇から対象を離脱させる方法であるとい
たしは思う。この観点からローザノフのイメージを検討してみたい。
ローザノフはシベルクという言葉を用いながら、この現象をはつき
り自覚している。

子供とおとなとの相違は、子供が、おとなには理解しがたいほ
どのリアリズムの力をもつて、すべてを知覚していることにある。
おとなにとっては、八椅子Vは八家具Vの一部である。しかし、
子供は八家具Vという範疇を知らず、子供にとって八椅子Vは、
おとなには想像もできないほど大きくて、生き生きとしたものなの

がって、今後わたしは、下痢腹 酷氏の文章をもふくむ本稿が「五
月三日の会 通信」の誌上をもそれ以外をもふくむあらゆるとこ
へ転載・引用されることを、いっさいおことわりしない。あくまで
も、内部討論のためなど自己限定してみても（カッコイイ！）

五月三日の会が合法的公然的組織（ないしは未組織ないしは脱組織）であるいじょう、もしもその文章にそうするだけの価値があるなら、権力は、いつ、いかなるところにおいてもやすやすとその内容に精通するであろうし、それに第一、近代公情報活動体制（ブルジョワ階級私企業出版体制・機密独占体制）下においては、あらゆるところへ転載・引用されるほうが、目的合理的・整合合理的にみて、中央公論社原稿用紙（二〇〇字詰）八十二枚の上のっている（ワルノリではない）同氏の大批判がたどる運命として、よりふさわしいのではなからうか。

（一九七二・四・一六）

お詫び

三ページ下段の印刷不鮮明の箇所は次の通りです。
お詫びして補足します。

七行目 松下八処 ↓↓ 松下八処分 ↓

八行目 これは、助 を ↓これは、助手を

九行目 三分の ↓ 三分の二を